

第8回大空町農業委員会総会議事録

令和6年1月30日 第8回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
5番 児山高	6番 渡邊恵二	7番 小川一浩
8番 福田英信	9番 福田重幸	10番 佐久間仁
11番 増子昭雄	13番 佐々木経一	14番 森英章
15番 仲西政克	16番 高橋敬義	18番 追分敏行
19番 岡本シゲ子	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

(2) 欠席者

4番 古田牧子	12番 真鍋剛	17番 小里昭博
20番 遠藤哲也		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
主事 中村遥樹		

第8回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第8回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>遅くなりましたが、新年明けましておめでとうございます。</p> <p>本年もよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は好天に恵まれまして、第8回農業委員会総会への出席ありがとうございます。本来でありましたら26日に総会と新年会を行う予定でしたが、25日26日と警報が発令されるような猛吹雪で延期という形になってしまったことを残念に思っております。新年会につきましては、この後の委員協議会におきまして皆さんと協議したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本年は、元旦に能登半島沖地震が起きてしまい、たくさんの方が被災され、亡くなられた方、怪我をされた方、避難されている方が多数という災害が起こってしまい、また、2日には海上保安庁とJAL機が衝突する事故が起こってしまいました。亡くなられた方、怪我をされた方、被災をされた方におきましては、この場をお借りして、お見舞い申し上げたいと思います。</p> <p>さて、22日から24日に札幌で行われました農業委員研修会に出席された方々、大変ご苦労様でした。岡本委員、古田委員、仙石主事におかれましては、行きも帰りも飛行機が欠航するというトラブルに見舞われまして大変気忙しい研修会であったんじゃないかと思っております。どうもご苦労様でした。</p> <p>昨日は、議事堂文化ホールで農業者年金巡回相談会が行われ、委員を含め多数の方が出席されました。どうもご苦労様でした。</p> <p>本日は大変天候に恵まれましたが、本年が本日のように穏やかで豊饒の秋を迎えられますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。</p>

石川局長	<p>この際、活動状況報告を行います。 事務局長。</p> <p>12月25日開催の第7回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第8回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時37分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局。</p>
石川局長	<p>ただいまの出席委員は、19名であります。 古田委員、真鍋委員、遠藤委員、小里委員は欠席となっております。また、小川委員から遅れて来る旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計38件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、21番佐野一義委員、22番先崎教之委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でござい</p>

	<p>ます。</p> <p>その内、東藻琴末広〇〇番の土地につきましては、包括遺贈ということで、前の所有者の遺言によって財産を第三者に贈る手続をされておりまして、〇〇氏と〇〇氏が持分2分の1ずつ遺贈されていたため、〇〇氏の2分の1の所有権を今回〇〇氏に移転するというものでございます。図面につきましては、別冊位置図1ページのとおりとなっております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和</p>

	<p>55年法律第65号)第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和6年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>事前に説明をさせていただきます。利用権の1番から31番までの案件につきましては、全て農地更新及び新規の案件となっております。</p> <p>第3地区に係る案件につきましては12月18日、第4地区に係る案件につきましては、12月12日、第5地区に係る案件につきましては、12月7日及び1月19日に各地区担当農業委員によりあっせん会を実施しております。</p> <p>1番から31番まで、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、更新案件につきましては、図面の方を省略しておりますのでご了承下さい。それでは利用権設定関係1番から説明をいたします。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番及び2番朗読】</p> <p>これらの案件につきましては、借主の経営継承に伴う新規案件となっております。図面につきましては省略をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p> <p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番及び2番について採決しま</p>
石田会長	
委員長	
石田会長	
委員	
石田会長	

	す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係3番朗読】 この案件につきましては、借主の経営継承に伴う新規案件となっております。図面につきましては省略をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係4番朗読】

	<p>この案件につきましても、借主の経営継承に伴う新規案件となっております。図面につきましては省略をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、2ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形</p>

	<p>態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 5 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 6 番から 9 番までについて、貸主が同一 です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 6 番から 9 番朗読】 これらの案件につきましては全て更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番から 9 番までについて質疑に入 ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番から 9 番までにつ いて採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 10 番及び 11 番について、貸主が同一 です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>

仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係10番及び11番朗読】 これらの案件につきましても全て更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係10番及び11番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係10番及び11番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係12番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p>

	(〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係13番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係13番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係14番及び15番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係14番及び15番朗読】 これらの案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係14番及び15番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係14番及び15番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係16番及び17番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係16番及び17番朗読】</p> <p>これらの案件につきましても、更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係16番及び17番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係16番及び17番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係18番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係18番朗読】</p> <p>この案件につきましても、更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係18番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係18番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係19番から21番までについて、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係19番から21番朗読】 これらの案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係19番から21番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係19番から21番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。

	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 2 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 2 2 番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 2 3 番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係24番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係24番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係24番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係24番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係25番及び26番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係25番及び26番朗読】 これらの案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係25番及び26番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係25番及び26番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 27 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 27 番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 27 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 27 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 28 番及び 29 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 28 番及び 29 番朗読】 これらの案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 28 番及び 29 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 28 番及び 29 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係30番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係30番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係30番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係30番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係31番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係31番朗読】 この案件につきましても、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより利用権設定関係31番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係31番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買

<p>仙石主事</p>	<p>入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> <p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求め。令和 6 年 1 月 30 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 3 号 1 番朗読】 この件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、12 月 18 日に第 3 地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお公社買入後の一時貸付予定者につきましては、大成地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、3 ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。 以上です。</p>
<p>石田会長</p>	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、2番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	<p>【議案第3号2番朗読】</p> <p>この案件につきましては、新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、11月30日に第4地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したい旨の申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、大東地区の〇〇氏となっております。図面につきましては4ページに掲載をされますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、3番について、提案理由の説明を求めます。事務局。

仙石主事	<p>【議案第3号3番朗読】</p> <p>この案件につきましては、新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、11月30日に第4地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したい旨の申し出がありまして、協議いたしましたところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、大東地区の〇〇氏となっております。図面につきましては5ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたが、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、4番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第3号4番朗読】</p> <p>この件につきましては、新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月19日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、</p>

石田会長	<p>と至ったところでございます。公社買入後の一時貸付予定者につきましては、豊里地区の〇〇氏となっております。図面につきましては6ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたとき、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番及び2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和6年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第4号所有権移転関係1番及び2番朗読】</p> <p>1番と2番につきましては、どちらも農地保有合理化事業に伴う農</p>

	<p>業公社との買入に係る案件となっております。12月の総会において買入協議の要請について議決をいただいている案件でございます。以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号所有権移転関係1番及び2番について採決します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時38分終了)</p>